

(資料編Ⅱ-2-11-1) 災害救助法による市町村適用基準表

令和2年10月1日

滅失世帯数 ※ 換算法は、欄外に記載	市 区 町 村 名
150世帯 (人口30万人以上)	さいたま市、川越市、川口市、所沢市、越谷市
100世帯 (人口10万人以上 30万人未満)	熊谷市、加須市、春日部市、狭山市、鴻巣市、深谷市、 上尾市、草加市、戸田市、入間市、朝霞市、新座市、 久喜市、富士見市、三郷市、坂戸市、ふじみ野市
	さいたま市は、以下の区単位でも適用可 北区、大宮区、見沼区、中央区、浦和区、 南区、緑区、岩槻区
80世帯 (人口5万人以上 10万人未満)	行田市、秩父市、飯能市、本庄市、東松山市、羽生市、 蕨市、志木市、和光市、桶川市、北本市、八潮市 蓮田市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、白岡市
	さいたま市は、以下の区単位でも適用可 西区、桜区
60世帯 (人口3万人以上 5万人未満)	伊奈町、三芳町、毛呂山町、上里町、寄居町、宮代町、 杉戸町
50世帯 (人口1万5千人以上 3万人未満)	滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、松伏町
40世帯 (人口5千人以上 1万5千人未満)	越生町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀨町、 小鹿野町、美里町、神川町
30世帯 (人口5千人未満)	東秩父村

注意

上記の数は、滅失（全壊、全焼含む）世帯数の場合であり、半壊は2世帯をもって滅失1世帯、床上浸水は3世帯をもって滅失1世帯とみなす。

(災害救助法適用における算出例)

川越市で自然災害により全壊50世帯、半壊30世帯、床上浸水300世帯の被害があった場合（棟数でなく、世帯数であることに注意）

全壊 50世帯 $50 \times 1 = 50$

半壊 30世帯 $30 \times 1 / 2 = 15$

床上浸水 300世帯 $300 \times 1 / 3 = 100$

合計 165

※ この被害では、算定上、川越市は滅失世帯数が165となり、上記の基準の150世帯を超えているので、災害救助法の適用が可能となる。

※ 基本人口は、令和2年実施国勢調査（確定値）による。

(資料編Ⅱ-2-11-2)

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年3月23日告示第393号）

最終改正：令和6年3月29日告示第295号

災害救助法施行令（昭和二十二年政令第二百二十五号）第九条第一項及び第十一条の規定に基づき、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準を次のとおり定め、平成十二年四月一日から適用する。

昭和四十年埼玉県告示第六百三号（災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償について）は、平成十二年三月三十一日限り廃止する。

第一章 救助の程度、方法及び期間

第一条 災害救助法施行令（昭和二十二年政令第二百二十五号。以下「令」という。）第三条第一項の規定による救助の程度、方法及び期間の基準は、災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号。以下「法」という。）第四条第一項各号及び第二項に掲げる救助の種類ごとに、本章の定めるところによる。

（避難所及び応急仮設住宅の供与）

第二条 法第四条第一項第一号及び第二項の避難所並びに同条第一項第一号の応急仮設住宅の供与は、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成二十五年内閣府告示第二百二十八号。以下「内閣府告示」という。）第二条に規定する基準の例により行うこととする。

（炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給）

第三条 法第四条第一項第二号の炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給は、内閣府告示第三条に規定する基準の例により行うこととする。

（被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与）

第四条 法第四条第一項第三号の被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、内閣府告示第四条に規定する基準の例により行うこととする。

（医療及び助産）

第五条 法第四条第一項第四号の医療及び助産は、内閣府告示第五条に規定する基準の例により行うこととする。

（被災者の救出）

第六条 法第四条第一項第五号の被災者の救出は、内閣府告示第六条に規定する基準の例により行うこととする。

（被災した住宅の応急修理）

第七条 法第四条第一項第六号の被災した住宅の応急修理は、内閣府告示第七条に規定する基準の例により行うこととする。

（生業に必要な資金の貸与）

第八条 法第四条第一項第七号の生業に必要な資金の貸与は、内閣府告示第八条に規定する基準の例により行うこととする。

（学用品の給与）

第九条 法第四条第一項第八号の学用品の給与は、内閣府告示第九条に規定する基準の例により行うこととする。

(埋葬)

第十条 法第四条第一項第九号の埋葬は、内閣府告示第十条に規定する基準の例により行うこととする。

(死体の捜索及び処理)

第十一条 法第四条第一項第十号の規定に基づく令第二条第一号の死体の捜索及び処理は、内閣府告示第十一条に規定する基準の例により行うこととする。

(災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去)

第十二条 法第四条第一項第十号の規定に基づく令第二条第二号の災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去は、内閣府告示第十二条に規定する基準の例により行うこととする。

(救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費)

第十三条 法第四条第一項各号及び第二項の救助を実施するに当たり必要な場合は、内閣府告示第十三条に規定する基準の例により、救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費を支給することができる。

第二章 実費弁償

(実費弁償)

第十四条 法第七条第五項の実費弁償は、次の各号に掲げる者ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 令第四条第一号から第四号までに規定する者

イ 日当（一人一日当たり）

(1) 医師及び歯科医師

二万二千元以内

(2) 薬剤師

一万七千五百円以内

(3) 保健師及び助産師

一万七千八百円以内

(4) 看護師

一万七千五百円以内

(5) 准看護師

一万四千五百円以内

(6) 診療放射線技師及び臨床検査技師

一万五千八百円以内

(7) 臨床工学技士及び歯科衛生士

一万五千五百円以内

(8) 救急救命士

一万五千八百円以内

(9) 土木技術者及び建築技術者

- 一万五千四百円以内
- (10) 大工
二万八千七百円以内
- (11) 左官
二万九千八百円以内
- (12) とび職
三万四百円以内

ロ 時間外勤務手当

職種ごとに、イの(1)から(12)までに定める日当額を基礎とし、常勤県職員との均衡を考慮して算定した額以内とすること。

ハ 旅費

職種ごとに、イの(1)から(12)までに定める日当額を基礎とし、常勤県職員との均衡を考慮して職員の旅費に関する条例（昭和二十七年埼玉県条例第二十号）において定める額以内とすること。

二 令第四条第五号から第十号までに規定する者

業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその百分の三の額を加算した額以内とすること。

第三章 災害救助事務

（救助事務費）

第十五条 法第十八条第一項の救助の事務を行うのに必要な費用は、内閣府告示第十五条に規定する基準の例によることとする。

前 文（抄）（平成十四年五月十七日告示第九百四十三号）

平成十四年四月一日から適用する。

前 文（抄）（平成十八年四月二十八日告示第八百十三号）

平成十八年四月一日から適用する。

前 文（抄）（平成二十六年五月二十三日告示第七百七十一号）

平成二十六年四月一日から適用する。

前 文（抄）（平成二十七年五月一日告示第四百九十二号）

平成二十七年四月一日から適用する。

前 文（抄）（平成三十年五月二十五日告示第五百七十四号）

平成三十年四月一日から適用する。

前 文（抄）（令和二年二月二十八日告示第百三十三号）

令和元年十月十二日から適用する。

前 文（抄）（令和四年七月十九日告示第七百五十号）

令和四年四月一日から適用する。

前 文（抄）（令和五年三月三十一日告示第三百六十三号）

令和五年四月一日から施行する。

前 文（抄）（令和六年三月二十九日告示第二百九十五号）

令和六年四月一日から施行する。

(資料編Ⅱ-2-11-3) 災害救助被災者調査原票

調査番号

世帯主氏名						住所				調査者氏名
被害程度	全焼 %、全壊 %、流失 %、半焼 %、半壊 %、床上浸水 cm、床下浸水									
応急救助を必要とする家族状況	氏名	性別	年齢	職業	在学名及び学年別	死亡	行方不明	負傷		要助産 人
		男女						重傷	軽傷	
		男女								
		男女								
		男女								
		男女								
		男女								
		男女								
		男女								
		男女								
	計	人				小学生 中学生	人 人	人	人	
半壊、床上浸水世帯の土砂流入状況			有 無	面積	m ²	高さ	cm			
住家及び非住家の棟数及び所有別			住家	棟	自家	借家	非住家	棟	住民登録状況	有 無
避難先	縁故先、所有地等						避難場所、所在地、名称等			
備考										

記載上の注意

- この票は、応急救助実施の基本となるものであるから正確に記入すること。特に、被害程度、世帯人員及び小、中学校児童、生徒の有無については留意すること。
- 被害程度の判定基準は下記によること。
 - イ 全壊、全焼、流失とは、延床面積70%以上が損壊、焼失、流失したものまたは、住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の50%以上に達したもの。
 - ロ 住家の半壊、半焼とは、延床面積20%以上70%未満の損壊、損傷のものまたは主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のもの。(補修しても住家として使用不能の場合は、全壊、全焼、流失に含める。)
 - ハ 床上浸水とは、浸水が住家の床上に達した程度のものまたは土砂竹木等のたい積により一時的に居住できない状態となったもの。(イ、ロは除く。)
- 死亡、行方不明、負傷、要助産欄は該当欄に○印を付すること。
- 重軽傷の区分は下記によること。
 - イ 重傷とは、1カ月以上の治療を要する見込みのもの。
 - ロ 軽傷とは、1カ月未満で治療できる見込みのもの。
- 家屋被害がなく、人的被害のみの場合でも本票を用いて該当欄に記入すること。

(資料編Ⅱ-2-11-4) 救助の特例等申請様式

- (1) 申請は、当該救助種類の期間の満了する日の前日までにとりあえず電話又はFAX等で行い事後すみやかに書面申請すること。
- (2) 申請書の日付は、電話又はFAX等で申請した日とし、申請書及び承認書並びに聴取書等の関係書類は整理保管しておくこと。
- (3) 救助の種類毎の特例申請は、次のとおりでその内容については、「災害救助の運用と実務」(通称赤本)を参照すること。
- (4) 前項の特例は、内閣総理大臣の同意を得て通知するものであるから真にやむを得ない場合にのみ申請すること。

様式1

	平成	第 年	月	号 日
(あて先)				
埼玉県知事				
	市町村長名			印
避難所開設期間の延長承認申請書				
月 日 地方に発生した による 害は、その被害が極めて甚大であって、り災者の被害は深刻を極めて、避難所の開設期間である 日間では、避難所を閉鎖し自宅に復帰させることが困難な実情にありますので、次のとおり開設期間の延長を御承認下さるよう申請します。				
記				
1 延長を要する期間				
2 期間の延長を要する具体的理由				
3 期間の延長を要する避難所ごとの収容人員				
4 その他				

様式2

	平成	第 年	月	号 日
(あて先)				
埼玉県知事				
	市町村長名			印
応急仮設住宅設置戸数限度の引上げ承認申請書				
月 日 地方を襲った による 害は、その被害が極めて大きく、り災者の実情は深刻の様相を増し、加えて住民の経済能力、住宅事情等も極めて悪く、基準の設置戸数のみでは、低所得者の保護の万全を期することが困難な実情でありますので、次のとおり設置戸数の限度を引上げられたく、事情御賢察の上御承認下さるよう申請します。				
記				
1 設置戸数の引上げ数 ((1) - (2))				
(1) 設置戸数の総数 戸				
(2) 設置基準戸数 戸 (全壊(焼)、流失世帯 戸 × 30%)				
2 設置戸数の引上げを要する具体的理由				
3 全壊(焼)、流失世帯に対する住宅復旧計画				
4 応急仮設住宅に収容を要する者の名簿				
5 その他				

様式3

(あて先)

埼玉県知事

平成 第 年 月 号 日

市町村長名

印

応急仮設住宅着工期間の延長承認申請書

月 日 地方に発生した による 害は、その被害が極めて甚大であつて、応急仮設住宅の着工期間である20日間では、着工が困難な実情にありますので、次のとおり着工期間の延長を御承認下さるよう申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長を要する地区ごとの応急仮設住宅の設置戸数
- 4 その他

様式4

(あて先)

埼玉県知事

平成 第 年 月 号 日

市町村長名

印

炊出し期間の延長承認申請書

月 日 地方を襲った による 害は、その被害が極めて甚大であつて、り災者の被害は深刻を極め炊出し期間である 日間では炊出しを打切り自宅炊事に切り替えることが極めて困難でありますので、次のとおり炊出し期間の延長を御承認下さるよう申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長を要する炊出所ごとの給与人員
- 4 その他

様式5

(あて先)

埼玉県知事

平成 第 年 月 号 日

市町村長名

印

飲料水供給期間の延長承認申請書

月 日 地方を襲った による 害は、その被害が極めて甚大であつて、り災者の被害は深刻を極め飲料水の供給期間である 日間では供給を打切ることが極めて困難でありますので、次のとおり期間の延長を御承認下さるよう申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長を要する地区ごとの供給人員
- 4 その他

様式 6

平成 第 年 月 号 日

(あて先) 埼玉県知事

市町村長名 印

被服寝具生活必需品の給与の季別変更承認申請書

月 日 地方を襲った による 害は、その被害が甚大であって、り
 災者の被害は深刻を極め、夏季の基準ではこの冬をしのぎ得ない実情にありますので、次のとおり
 冬季基準に変更願いたく御承認下さるよう申請します。

記

1 冬季基準を適用すべき数

被害別	被害数		季別の変更を要する数		備考
	世帯数	人員	世帯数	人員	
全壊(焼)流失					
半壊(焼)床上浸水					
計					

- 2 季別の変更を要する具体的理由
- 3 変更額と夏季基準額との差額概算
- 4 義援金品等の状況

様式 7

平成 第 年 月 号 日

(あて先) 埼玉県知事

市町村長名 印

被服寝具生活必需品の給与限度額の変更承認申請書

月 日 地方に発生した による 害は、その被害が極めて大きく、
 り災者の被害状況は極めて深刻でありまして基準額ではこの冬をしのぎ得ない実情にありますので、
 次のとおり限度額を引上げられたく事情御賢察のうえ御承認下さるよう申請します。

記

- 1 変更を要する限度額
- 2 変更を要する具体的理由
- 3 変更を要する地区ごとの世帯数
- 4 変更額と基準額の差額概算
- 5 その他

様式 8

平成 第 年 月 号 日

(あて先) 埼玉県知事

市町村長名 印

被服、寝具生活必需品の給与期間の延長承認申請書

月 日 地方に発生した による 害は、その被害が甚大であって、
 給与期間である 日間では給与することが困難でありますので次のとおり給与期間の延長を御
 承認下さるよう申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長を要する地区ごとの世帯数
- 4 その他

様式 9

(あて先)

埼玉県知事

平成 第 年 月 日

市町村長名 印

医療期間の延長承認申請書

月 日 地方を襲った による 害は、その被害が極めて甚大であつて、り災者の被害は深刻を極め医療期間である 日間では医療を打切ることが困難な実情でありますので次のとおり医療期間の延長を御承認下さるよう申請します。

記

- 1 延長を要する限度額
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長を要する地区又は医療機関ごとの患者数
- 4 その他

様式 10

(あて先)

埼玉県知事

平成 第 年 月 日

市町村長名 印

助産期間の延長承認申請書

月 日 地方を襲った による 害は、その被害が極めて甚大であつて、り災者の被害は深刻を極め助産期間である分べんの日から 日間では、助産を打切ることが困難な実情にありますので次のとおり助産期間の延長を御承認下さるよう申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長を要する地区または助産機関ごとの助産を要する人員

様式 11

(あて先)

埼玉県知事

平成 第 年 月 日

市町村長名 印

災害にかかった者の救出期間の延長承認申請書

月 日 地方を襲った による 害は、その被害が極めて激甚であり、救出期間である 日間では救出が困難な状態にありますので、次のとおり救出期間の延長を御承認下さるよう申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長によって救出されるべき人員及びその状況
- 4 その他

様式12

(あて先)

埼玉県知事

平成 第 年 月 号 日

市町村長名

印

住宅の応急修理戸数限度の引上げ承認申請書

月 日 地方を襲った による 害は、その被害規模が極めて大きく、り災者の実情は深刻の様相を増し、加えて住民の経済能力、住宅事情等も極めて悪く、基準の修理戸数のみでは、人心の安定を図り、り災者の保護の万全を期することが困難な実情にありますので次のとおり修理戸数の限度引上げを御承認下さるよう申請します。

記

- 1 修理戸数の引上げ数 ((1) - (2)) 戸
- (1) 修理戸数の総数 戸
- (2) 修理基準戸数 戸 (半壊 (焼) 世帯 戸 × 30%)
- 2 修理戸数の引上げを要する具体的理由
- 3 半壊 (焼) 世帯に対する応急修理計画
- 4 応急修理対象者名簿
- 5 その他

様式13

(あて先)

埼玉県知事

平成 第 年 月 号 日

市町村長名

印

住宅の応急修理期間の延長承認申請書

月 日 地方に発生した による 害は、その被害が極めて甚大であって、応急修理期間である1ヶ月間では、修理が困難な実情にありますので、次のとおり修理期間の延長を御承認下さるよう申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長を要する地区ごとの応急修理戸数
- 4 その他

様式14

(あて先)

埼玉県知事

平成 第 年 月 号 日

市町村長名

印

生業資金貸与世帯数限度の引上げ承認申請書

月 日 地方を襲った による 害は、その被害が極めて大きく、かつ、り災者の経済能力も悪く、基準の貸与世帯数では人心の安定を図り、り災者の保護の万全を期することが困難な実情にありますので、次のとおり貸与世帯数の限度引上げを御承認下さるよう申請します。

記

- 1 引上げを要する貸与世帯数 ((1) - (2)) 世帯
- (1) 貸与世帯数の総数 世帯
- (2) 貸与基準世帯数 世帯 (全壊 (焼) 、流失世帯 戸 × 25%)
- 2 貸与世帯の引上げを要する具体的理由
- 3 他の貸付金制度による貸付との関連
- 4 その他

様式 15

(あて先)

埼玉県知事

平成 第 年 月 日

市町村長名

印

生業資金貸与期間の延長承認申請書

月 日の による被害は、極めて甚大であって生業資金の貸与期間である1ヶ月間（先般承認を得た日の延長期間）ではその貸与を終了することができませんので、次のとおり貸与期間の延長を御承認下さるよう申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長を要する地区ごとの世帯数
- 4 その他

様式 16

(あて先)

埼玉県知事

平成 第 年 月 日

市町村長名

印

学用品給与期間の延長承認申請書

月 日の による被害は、極めて甚大であって、基準で示された教科書（文房具及び通学用品）の給与期間 間では、給与が終了いたしかねますので、次のとおり、給与期間の延長を御承認下さるよう申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長を要する地区又は学校ごとの児童生徒数
- 4 その他

様式 17

(あて先)

埼玉県知事

平成 第 年 月 日

市町村長名

印

埋葬期間の延長承認申請書

月 日 地方を襲った による 害は、その被害規模が極めて激甚であり、埋葬期間である 日間では埋葬を打切ることが困難な実情にありますので、次のとおり埋葬期間の延長を御承認下さるよう申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長を要する地区ごとの埋葬を要する死体数
- 4 その他

様式 18

(あて先)

埼玉県知事

平成 第 年 月 日

市町村長名

印

死体の捜索期間の延長承認申請書

月 日 地方を襲った による 害は、その被害規模が極めて激甚であり、捜索期間である 日間では捜索を打切ることが困難な実情にありますので、次のとおり捜索期間の延長を御承認下さるよう申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長することによって捜索されるべき死体数
- 4 その他

様式 19

(あて先)

埼玉県知事

平成 第 年 月 日

市町村長名

印

死体処理期間の延長承認申請書

月 日 地方を襲った による 害は、その被害規模が極めて激甚であり、死体処理期間である 日間では、死体の処理を打切ることが困難な実情にありますので、次のとおり捜索期間の延長を御承認下さるよう申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長することによって捜索されるべき死体数
- 4 その他

様式 20

(あて先)

埼玉県知事

平成 第 年 月 日

市町村長名

印

障害物除去戸数の限度引上げ承認申請書

月 日 地方を襲った による被害は極めて大きく特に障害物の流入が甚だしく加えて住民の経済能力等も悪く基準の除去戸数のみでは、り災者の保護の万全を期することが困難な実情にありますので、次のとおり除去戸数の限度引上げを御承認下さるよう申請します

記

- 1 障害物除去戸数の引上げ数 ((1) - (2)) 戸
(1) 除去戸数の総数 戸
(2) 除去基準戸数 戸 (半壊、床上浸水世帯 戸×15%)
- 2 除去戸数の引上げを要する具体的理由
- 3 障害物の除去対象者名簿
- 4 その他

様式 2 1

(あて先)

埼玉県知事

平成 第 年 月 日

市町村長名

印

障害物除去期間の延長承認申請書

月 日 地方を襲った による被害は極めて大きく特に障害物の流入が甚だしく除去期間である 日間では、除去が困難な実情にありますので、次のとおり除去期間の延長を御承認下さるよう申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長を要する地区ごとの除去戸数
- 4 その他

様式 2 2

(あて先)

埼玉県知事

平成 第 年 月 日

市町村長名

印

輸送の特例承認申請書

月 日発生した による被害は極めて大きく、次のとおり輸送を実施する必要があるため御承認下されたく申請します。

記

- 1 輸送を要する救助の種類及び輸送する物資等の内容
- 2 輸送区間又は距離
- 3 輸送を要する物資等の数量又は積載台数
- 4 輸送を実施しようとする期間
- 5 輸送のために必要とする経費の内容及び金額
- 6 輸送を要する具体的理由
- 7 その他

様式 2 3

(あて先)

埼玉県知事

平成 第 年 月 日

市町村長名

印

輸送期間の延長承認申請書

月 日発生した による被害は極めて大きく、次のとおり輸送期間の延長を必要とするため、御承認下されたく申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 輸送目的又は輸送物資等の品名
- 3 輸送区間又は距離
- 4 輸送物資（人員）の数量又は積載台数
- 5 輸送のために必要とする経費の内容及び金額
- 6 期間の延長を要する具体的理由
- 7 その他

様式 2 4

(あて先)
埼玉県知事

平成 第 年 月 号 日

市町村長名 印

人夫の雇上げの特例承認申請書

月 日発生した による被害は、極めて大きく次のおり人夫の雇上げをする必要があるので御承認下されたく申請します。

記

- 1 人夫の雇上げを要する目的又は救助の種類
- 2 人夫の所要人員
- 3 雇い上げを要する期間
- 4 人夫の雇い上げに要する経費
- 5 人夫の雇い上げを要する具体的理由
- 6 その他

様式 2 5

(あて先)
埼玉県知事

平成 第 年 月 号 日

市町村長名 印

人夫雇上げ期間の延長承認申請書

月 日発生した による被害は、極めて大きく、次のおり人夫の雇上げ期間の延長を必要とするので、御承認下されたく申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 人夫の雇上げの目的又は救助の種類
- 3 雇い上げの人員
- 4 使用場所
- 5 期間の延長を要する具体的理由
- 6 その他

様式26の4

救助実施状況										年	月	日	〇〇医療班
使用医療用品内訳					救助実施状況					備考			
品名	数量	単価	金額	調達先その他	患者数	内 訳							
						外科	内科	眼科					
計													

様式26の5 様式26の6

(第 号) 送 付 書										
送付年月日					取扱者氏名					印
送人職氏名					受人職氏名					印
車両番号					運転手氏名					印
品名	数量	品名	数量	品名	数量	品名	数量	品名	数量	
合 計					合 計					
荷 姿					荷 姿					一 本書は、正、副、受領者の三枚複写とし、 特に数量については誤記のないよう記すこと 二 受人の職氏名は、もれることなく記入し、 印を押してもらうこと。 引渡しの際
合 計					合 計					

車 両 使 用 書										
使用部、係名					使用責任者職氏名					印
1	使用車両	車両の所属	車両番号	運転者氏名						
2	使用目的									
3	使用区間及び場所									
4	使用月	日	午	時						
	自	月	日	午	時					
	至	月	日							
5	その他									
上記のとおり車両を使用しました。										
年 月 日										

様式26の10

死 体 災 害 送 付 票 焼 骨	
平成 年 月 日 御 中 収容所 取扱者 火葬場	
処 理 番 号 第 第 号 号	氏 名
第 第 号 号	
計	名 霊
上 記 送 付 に 付 受 納 平成 年 月 日 様 墓 地 火葬場 管理者 保管所 印	

様式26の11

災 害 死 体 遺 留 品 送 付 票	
平成 年 月 日 保管者 御 中 保管所 取扱者 収容所	
処 理 番 号 第 第 号 号	氏 名
第 第 号 号	
計	名 分
上 記 送 付 に 付 受 納 平成 年 月 日 収容所 保管所 御中 遺留品保管所 管 理 者	

様式26の12

合番号	処理番号	焼 骨 保管者名	保 管 所
焼 骨 処 理 票	死 亡 者		保 管 事 項
	住 所 氏 名 性別年令	番地 歳 (男) (女)	保管受付 平成 年 月 日 保管位置 保 管 替 月 日
	死亡日時	平成 年 月 日	引渡月日 平成 年 月 日 受 取 人 番地 印 埋葬先及 墓 地 火葬場 火葬場 日 時 平成 年 月 日 埋葬
	死亡場所	区 町 丁目 番地	
	火葬日時	平成 年 月 日	
	火葬場		
	摘 要		摘 要

(資料編Ⅱ-2-11-5) 特定動物(危険な動物)飼養状況

(生活衛生課:令和7年3月末現在)

区分	県内の飼養状況																						
	許可 件数	総数	ライオン トラ	ピューマ ヒョウ	チーター	サーバル	カラカル	クマ	チンパンジー ゴリラ	マントヒヒ マンドリル	中型 サル	ゾウ	キリン	ハイエナ	サイ	カバ	バイソン	鳥類	ワニ	大型 ヘビ	トカゲ	ワシ 等	ワニ ガメ
総数	130	366	13	4	0	4	0	3	0	8	213	2	11	2	2	2	2	3	15	20	2	4	56
南部	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
朝霞	11	25	0	0	0	0	0	0	0	0	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10
春日部	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
草加	16	13	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	8
鴻巣	6	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	7
東松山	4	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	0	0	0	0	1	1	0	0	1
坂戸	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1
狭山	5	41	0	0	0	0	0	0	0	0	37	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
加須	6	11	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	7	0	0	3
幸手	30	81	13	4	0	1	0	2	0	8	25	2	5	0	2	2	2	2	2	2	0	2	7
熊谷	7	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	1	5
本庄	2	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2
秩父	4	112	0	0	0	0	0	0	0	0	111	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
さいたま市	16	34	0	0	0	0	0	1	0	0	22	0	0	2	0	0	0	0	1	3	0	0	5
川越市	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
越谷市	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
川口市	14	9	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	1	3	2	0	1

(資料編Ⅱ-2-11-6) 災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関する協定

1 「災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関する協定書」

(1) 公益社団法人全日本不動産協会埼玉県本部

埼玉県(以下「甲」という。)、さいたま市(以下「乙」という。)及び公益社団法人全日本不動産協会埼玉県本部(以下「丙」という。)は、災害時に甲、乙及び丙が相互に協力して行う民間賃貸住宅の提供等に関して、次とおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害救助法(昭和22年法律第118号。以下「法」という。)の適用を受ける災害が発生した場合において、甲及び乙が、災害により住宅を滅失し自己の資力によっては居住する住宅を確保できない被災者(以下「被災者」という。)に、賃貸型応急住宅(応急仮設住宅のうち、民間賃貸住宅を借り上げて供与するもの。)として、民間賃貸住宅を提供するため、丙に対し協力を求めるにあたり、基本的な事項を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲及び乙は、災害が発生し必要と認める場合、丙に対し、賃貸型応急住宅として被災者に提供可能な民間賃貸住宅の情報提供及びその円滑な提供に向けた協力を要請できるものとする。

(協力)

第3条 丙は、前条の規定に基づき甲及び乙からの要請があった場合、賃貸型応急住宅として被災者に提供可能な民間賃貸住宅に関する情報提供及びその円滑な提供に向けて、甲及び乙に可能な限り協力するものとする。

(甲及び乙の役割)

第4条 甲及び乙は、賃貸型応急住宅の提供に関する次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 賃貸型応急住宅として提供する民間賃貸住宅の募集に関すること
- (2) 賃貸型応急住宅の借り上げに関すること
- (3) 賃貸型応急住宅入居者の入居許可及び退去に関すること
- (4) 賃貸型応急住宅の賃料等の支払に関すること
- (5) その他関係者との調整に関すること

2 甲及び乙は、前項に掲げる業務の一部を、丙その他甲及び乙の定める者に委託等することができる。

(丙の役割)

第5条 丙は、第3条の規定に基づき甲及び乙に協力するため、賃貸型応急住宅の提供に関する次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 賃貸型応急住宅の制度の事前周知並びに民間賃貸住宅の所有者及び転貸を目的とする賃借人に対する賃貸型応急住宅としての提供依頼及び意向確認に関すること
- (2) 賃貸型応急住宅として甲及び乙が借り上げようとする民間賃貸住宅の被災後の使用の適否に係る確認に関すること
- (3) 丙の会員である宅地建物取引業者のリスト作成に関すること
- (4) 賃貸型応急住宅として活用可能な民間賃貸住宅の情報提供に関すること
- (5) 甲及び乙から委託を受けた業務に関すること
- (6) その他関係者との調整に関すること

(連絡調整)

第6条 甲は、この協定の業務が適正かつ円滑に行われるよう連絡調整を行い、乙は、甲の広域調整の下で、甲、乙及び丙による連携体制をとるものとする。

2 乙は、前項の連携体制をとるための連絡調整を甲に求めることができる。

(協議)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項等については、甲、乙及び丙の協議の上定める。

(雑則)

第8条 この協定は、令和2年4月1日(以下「発効日」という。)から適用する。ただし、乙においては、法第2条の2第1項の規定に基づき、乙が救助実施市に指定され公示があった日から適用する。

2 乙が、救助実施市の指定を取り消された場合、乙に係る規定については、失効する。

3 甲と丙との間で締結した平成16年5月18日付け「震災時における民間賃貸住宅の提供に関する協定」、平成17年1月27日付け「震災時における民間賃貸住宅の提供に関する覚書」及び「別紙 覚書で定める契約手続き等の費用、賃料の限度額及び住宅の基準」は、この協定の発効日をもって、失効する。

この協定の締結を証するため、本書を3通作成し、甲、乙、丙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和2年3月31日

甲 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号
埼玉県
埼玉県知事

乙 埼玉県さいたま市浦和区常盤六丁目4番4号
さいたま市
さいたま市長

丙 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目10番4号
公益社団法人全日本不動産協会埼玉県本部
本部長

(2) 公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会

令和2年3月31日

乙…さいたま市 さいたま市長

丙…公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会 会長

(3) 公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会

令和2年3月31日

乙…さいたま市 さいたま市長

丙…公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会 会長

2 「関東ブロック大規模広域災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定」

(1) 全日本不動産協会各都県本部

茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県及び静岡県（以下「都県」という。）と、別記の全日本不動産協会都県本部（以下「不動産協会都県本部」という。）は、大規模広域災害（二以上の都道府県の区域にわたり被害が発生し、又は一の都道府県の区域において甚大な被害が発生し、広域的な対応が必要な災害をいう。）が発生した場合における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関して、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、大規模広域災害時において、都県が、災害により住宅を滅失し自己の資力によっては居住する住宅を確保できない被災者（以下単に「被災者」という。）のための応急的な住宅（以下「応急借上げ住宅」という。）として、民間賃貸住宅を提供するため、不動産協会都県本部に協力を求めるに当たり、基本的な事項を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 都県は、大規模広域災害が発生し必要と認める場合、自都県に所在する不動産協会都県本部に対し、応急借上げ住宅として被災者に提供可能な民間賃貸住宅の情報提供及びその円滑な提供に向けた協力を要請するとともに、他の都県に対し、被災者への応急借上げ住宅の提供を要請することができるものとする。

2 前項の要請を受けた都県は、自都県に所在する不動産協会都県本部に対し、応急借上げ住宅として被災者に提供可能な民間賃貸住宅の情報提供及びその円滑な提供に向けた協力を要請することができるものとする。

(協力)

第3条 不動産協会都県本部は、前条の規定に基づく都県からの要請があった場合、応急借上げ住宅として提供可能な民間賃貸住宅に関する情報提供及びその円滑な提供に向けて、都県に可能な限り協力するものとする。

(都県の役割)

第4条 都県は、応急借上げ住宅の提供に関する次の各号に掲げる事務を行う。

- 一 応急借上げ住宅として提供する民間賃貸住宅の募集に関すること
- 二 応急借上げ住宅の借上げに関すること
- 三 応急借上げ住宅入居者の入居許可及び退居に関すること
- 四 応急借上げ住宅の賃料等の支払いに関すること
- 五 その他関係者との調整に関すること

2 都県は、前項に掲げる業務の一部を、不動産協会都県本部に委託することができる。

(不動産協会都県本部の役割)

第5条 不動産協会都県本部は、第3条に基づき都県に協力するため、応急借上げ住宅の提供に関する次の各号に掲げる事務を行う。

- 一 応急借上げ住宅の制度の事前周知並びに民間賃貸住宅の所有者及び転貸を目的とする賃借人に対する応急借上げ住宅としての提供依頼及び意向確認に関すること
- 二 応急借上げ住宅として都県が借り上げようとする民間賃貸住宅の被災後の使用の適否に係る確認に関すること
- 三 応急借上げ住宅として活用可能な民間賃貸住宅の情報提供に関すること
- 四 都県からの委託を受けた業務に関すること
- 五 その他関係者との調整に関すること

(個別協定との関係)

第6条 この協定は、都県が民間賃貸住宅の被災者への提供等に関して、不動産協会都県本部と個別に締結している協定（この協定の適用日以降に締結するものを含む。）の効力を妨げるものではない。

(協議)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項等については、都県及び不動産協会都県本部の協議の上定めるものとする。

(雑則)

第8条 第6条の個別協定を締結していない都県においては、大規模広域災害に該当しない災害についても、この協定(第2条第2項を除く。)の規定を準用できる。

第9条 この協定は、平成29年3月27日から適用する。

この協定を証するため、本書を作成し、記名押印のうえ、各自1通を保有する。

(別記)

公益社団法人全日本不動産協会茨城県本部
公益社団法人全日本不動産協会栃木県本部
公益社団法人全日本不動産協会群馬県本部
公益社団法人全日本不動産協会埼玉県本部
公益社団法人全日本不動産協会千葉県本部
公益社団法人全日本不動産協会東京都本部
公益社団法人全日本不動産協会神奈川県本部
公益社団法人全日本不動産協会山梨県本部
公益社団法人全日本不動産協会静岡県本部
平成29年3月27日

茨城県知事
栃木県知事
群馬県知事
埼玉県知事
千葉県知事
東京都知事
神奈川県知事
山梨県知事
静岡県知事

公益社団法人全日本不動産協会茨城県本部
本部長
公益社団法人全日本不動産協会栃木県本部
本部長
公益社団法人全日本不動産協会群馬県本部
本部長
公益社団法人全日本不動産協会埼玉県本部
本部長
公益社団法人全日本不動産協会千葉県本部
本部長
公益社団法人全日本不動産協会東京都本部
本部長
公益社団法人全日本不動産協会神奈川県本部
本部長
公益社団法人全日本不動産協会山梨県本部
本部長
公益社団法人全日本不動産協会静岡県本部
本部長

(2) 各都県宅地建物取引業協会

(別記)

公益社団法人茨城県宅地建物取引業協会
公益社団法人栃木県宅地建物取引業協会
一般社団法人群馬県宅地建物取引業協会
公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会
一般社団法人千葉県宅地建物取引業協会
公益社団法人東京都宅地建物取引業協会
公益社団法人神奈川県宅地建物取引業協会
公益社団法人山梨県宅地建物取引業協会
公益社団法人静岡県宅地建物取引業協会
平成29年3月27日

公益社団法人茨城県宅地建物取引業協会
会長
公益社団法人栃木県宅地建物取引業協会
会長
一般社団法人群馬県宅地建物取引業協会
会長
公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会
会長
一般社団法人千葉県宅地建物取引業協会
会長
公益社団法人東京都宅地建物取引業協会
会長
公益社団法人神奈川県宅地建物取引業協会
会長
公益社団法人山梨県宅地建物取引業協会
会長
公益社団法人静岡県宅地建物取引業協会
会長

(3) 公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会及び公益社団法人東京共同住宅協会

平成29年3月27日

公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会
会長
公益社団法人東京共同住宅協会
会長

(資料編Ⅱ-2-11-7) 応急仮設住宅設置要領

1 目的

応急仮設住宅は、災害により住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を確保することのできないものに建設し供与することにより、一時的な居住の安定を図ることを目的とする。

2 対象者

応急仮設住宅に入居できる者は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 住家が全壊、全焼又は流失し、他に居住する住家がない者
- (2) 自らの資力では、住家を得ることのできないもの

3 規模及び費用

1戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出できる費用は、設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として7,089,000円以内とする。

4 工事施行の方法

- (1) 原則として知事が建設するが、救助の迅速を図るため、その建設を当該市町村に委任することができる。
- (2) 委任を受けた市町村は、請書(様式1)に応急仮設住宅に入居を要する者の名簿(様式2)を添えて知事に提出すること。
- (3) 当該市町村長は、県の示す設計書を参考に、請負に付して建設すること。
- (4) 工事着工の際は、着工届(様式3)に契約書の写を添えて知事に提出すること。
- (5) 工事完了の際は、竣工届(様式4)を知事に提出し、検査を受けること。

5 工期

工事の最終の着工期限は、災害発生の日から20日以内であるができる限り速やかに着工及び竣工すること。

6 敷地

- (1) 原則として、公有地を利用すること。ただし、これら適当な公有地を利用することが困難な場合は、私有地を利用することが可能であること。
- (2) 私有地を借用して設置する場合は、市町村長が、土地の所有者又は借地権者と、借地契約を結んでおくこと。
- (3) 借地料は市町村の負担とすること。

7 入居者の決定

- (1) 市町村長は、必要に応じて市町村関係職員、議会議員、町内会長、民生委員等による協議会を開催し、その意見を聴いて入居を要する者を決定し知事に提出すること。
- (2) 知事は入居者を決定して、市町村長に通知する。
- (3) 市町村長は、前項の決定を受け工事の完了次第入居手続きを進めること。

8 供与

- (1) 供与期間は、完成の日から2年以内とすること。
- (2) 供与期間中の貸付料は、無料とすること。
- (3) 供与期間中に増改築を必要とする場合は、予め知事の承認を受けて行うこと。

9 維持管理

様式2

応急仮設住宅に入居する者の名簿

選考月日

(市町村名)

選考順位	住 所	氏 名	家族数	職 業	月 収	世帯の状況

(注)世帯の状況は、生活保護世帯、老人世帯、身体障害者世帯等の別を記入すること。

様式3

第 号
年 月 日

(あて先)

埼玉県知事

市町村長名

印

災害救助法による応急仮設住宅の着工について

月 日第 号により委任された標記住宅については、下記のとおり着工したのでお届けします。

記

- 1 設置戸数 戸
- 2 着工月日 月 日
- 3 竣工予定 月 日
- 4 添付書類 請負業者の着工属の写 別紙のとおり

注 請負業者別に着工、竣工予定の違う場合には、その区分明細によりわけて記入すること。

様式4

第 号
年 月 日

(あて先)

埼玉県知事

市町村長名

印

災害救助法による応急仮設住宅の竣工について

月 日第 号により委任された標記住宅については、下記のとおり竣工したのでお届けします。

記

- 1 設置戸数 戸
- 2 着工月日 月 日
- 3 竣工月日 月 日
- 4 市町村の竣工検査日 月 日
- 5 添付書類 請負業者の竣工届の写 別紙のとおり

様式5

請 求 (概算・精算) 書

一金 円也

ただし による災害救助法による応急仮設住宅設置費 戸分上記のとおり請求します。

年 月 日

埼 玉 県 知 事

市町村長名

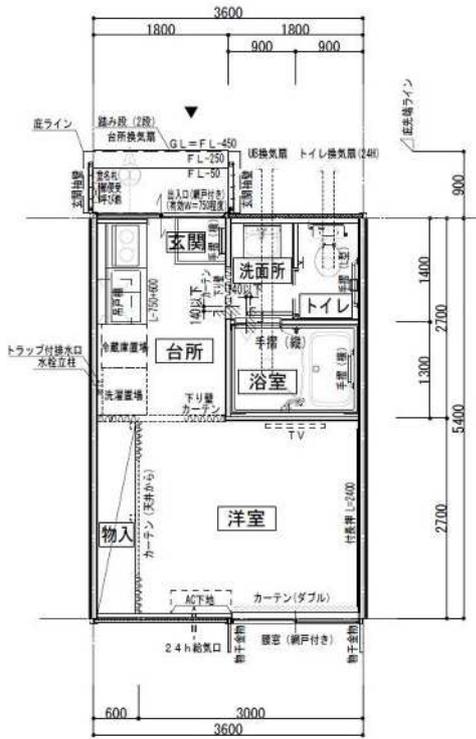
印

添付書類 支出調書及び領収書の写

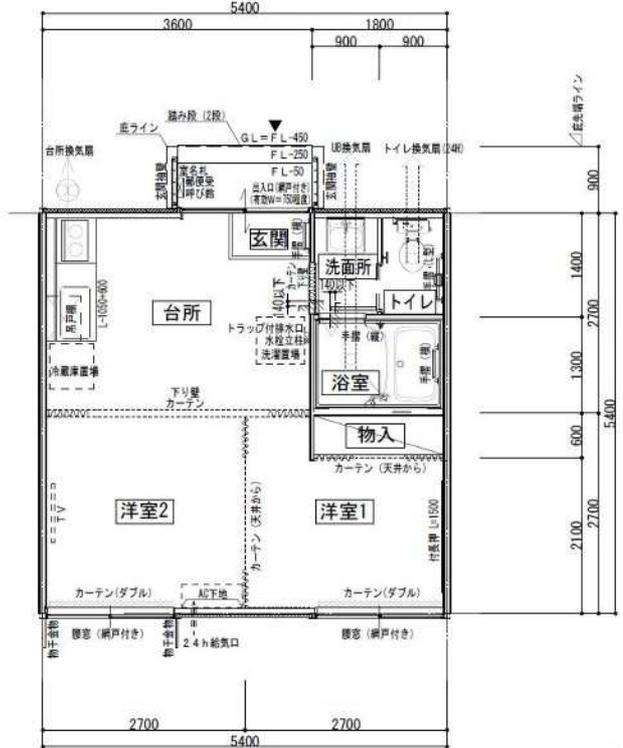
(資料編Ⅱ-2-11-8) 応急仮設住宅設計図 (標準設計)

応急仮設住宅
組み立てハウス 平面図

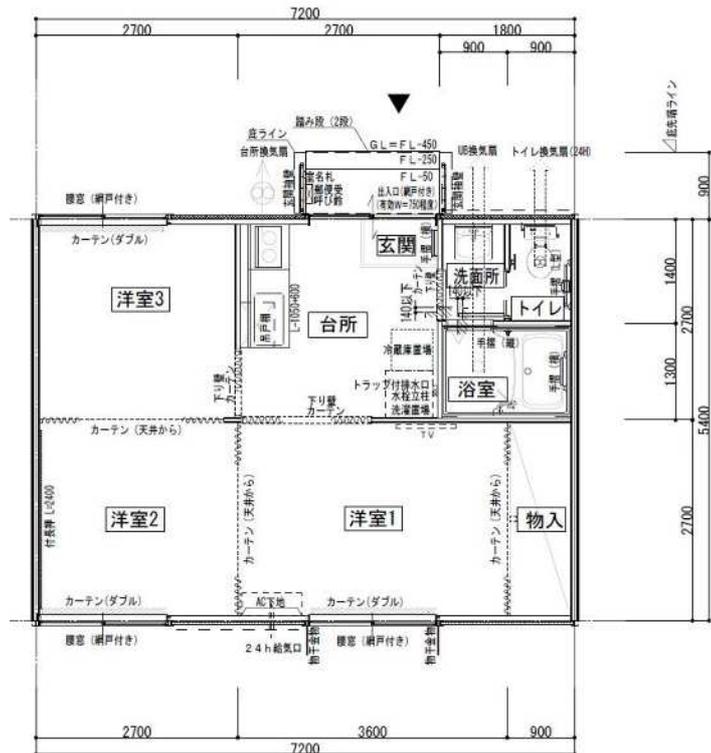
1Kタイプ



2Kタイプ



3Kタイプ



仕上表（内部）

室名	床	巾木	間仕切壁	天井	備考
玄関	長尺塩ビシート 又はCFシート 下地) 合板 t=4	塩ビ H=60	化粧石膏ボード t=9.5 下地) 軽鉄又は 木製	化粧石膏ボード t=9.5	床見切り（アルミ製）、 手摺（横）：1か所
台所	長尺塩ビシート 又はCFシート 下地) 合板 t=4	塩ビ H=60	化粧石膏ボード t=9.5 下地) 軽鉄又は 木製	化粧石膏ボード t=9.5	流し台、コンロ台、 バックガード付2口コンロ(グリル付) 吊戸棚、ガス栓は2口、 ガス漏れ警報器、洗濯機用立水 栓、トラップ付き排水管（洗濯機 用）
洗面所	長尺塩ビシート 又はCFシート 下地) 合板 t=4 転ばし根太組	塩ビ H=60	化粧石膏ボード t=9.5 下地) 軽鉄又は 木製	化粧石膏ボード t=9.5	化粧洗面台W=600程度
トイレ	長尺塩ビシート 又はCFシート 下地) 合板 t=4 転ばし根太組	塩ビ H=60	化粧石膏ボード t=9.5 下地) 軽鉄又は 木製	化粧石膏ボード t=9.5	水洗式洋便器、 手洗い付ロータンク 手摺（L字）：1か所 紙巻器、タオル掛
浴室	ユニットバス 1116サイズ 入り口段差は140以下とする				浴槽：横手摺付、 内部：縦手摺付、 風呂はフタ付き、タオル掛け
洋室	タイルカーペット 下地) 合板 t=4	塩ビ H=60	化粧石膏ボード t=9.5 下地) 軽鉄又は 木製	化粧石膏ボード t=9.5	窓 防炎レースカーテン& 遮光防炎カーテン（房止付き）、 カーテンレール（ダブル）、 付長押（長さは図示） エアコン取付下地(1ヶ所/1戸) 給気口（開閉式）
物入	タイルカーペット 下地) 合板 t=4	塩ビ H=60	化粧石膏ボード t=9.5 下地) 軽鉄又は 木製	化粧石膏ボード t=9.5	中段：一段 カーテン（房止付き）、 カーテンレール

（一般社団法人プレハブ建築協会標準図（組立ハウス）参考）

(資料編Ⅱ-2-11-9) 災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定

1 一般社団法人プレハブ建築協会

「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書」

(趣 旨)

第1条 この協定は、災害時における応急仮設住宅（以下「住宅」という。）の建設に関して、埼玉県（以下「甲」という。）及び救助実施市であるさいたま市（以下「乙」という。）が一般社団法人プレハブ建築協会（以下「丙」という。）に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 「住宅」とは、災害救助法（昭和22年法律第118号）第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅のうち、建設し供与するものをいう。

(2) 「救助実施市」とは、災害救助法第2条の2第1項に規定する救助実施市をいう。

(所要の手続)

第3条 甲は、住宅の建設の要請に当たっては、建設場所、戸数、規模、着工期日及びその他必要と認める事項を、文書をもって丙に連絡するものとする。ただし緊急の場合は当該文書に替えて電話等によることができる。この場合において、甲は後に当該文書を速やかに丙に提出しなければならない。

2 乙は、住宅の建設の要請に当たっては、建設場所、戸数、規模、着工期日及びその他必要と認める事項を、文書をもって甲に連絡するものとし、乙からの連絡を受けた甲は、第8条第1項の連絡調整を行ったうえ、建設場所、戸数、規模、着工期日及びその他必要と認める事項を、文書をもって丙に連絡するものとする。ただし緊急の場合は当該文書に替えて電話等によることができる。この場合において、乙は甲に、甲は丙に、それぞれ後に当該文書を速やかに提出しなければならない。

3 埼玉県内において災害救助法の適用を受けた市町村が乙のみである場合は、前項にかかわらず、乙は、住宅の建設の要請に当たっては、建設場所、戸数、規模、着工期日及びその他必要と認める事項を、文書をもって直接丙に連絡するものとする。ただし緊急の場合は当該文書に替えて電話等によることができる。この場合において、乙は後に当該文書を速やかに丙に提出しなければならない。

4 前項の場合、乙は住宅の建設を要請した旨を速やかに甲に連絡するものとし、甲は、第8条第1項の連絡調整を行う。

(協 力)

第4条 丙は、前条の要請があったときは、丙の会員である住宅建設業者（以下「丁」という。）のあつせん、その他可能な限り甲又は乙に協力するものとする。

(住宅の建設)

第5条 丙のあつせんを受けた丁は、第3条の要請に基づき住宅の建設を行うものとする。

(費用の負担及び支払い)

第6条 丁が前条の住宅の建設に要した費用は、当該建設に関わる契約当事者である甲又は乙が負担するものとする。

2 前項の契約当事者である甲又は乙は、丁の住宅の建設終了後検査をし、これを確認したときは丁の請求により前項の費用を速やかに支払うものとする。

(連絡窓口)

第7条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては埼玉県都市整備部住宅課、乙においてはさいたま市建設局建築部建築総務課、丙においては一般社団法人プレハブ建築協会業務第一部とする。

(連絡調整)

第8条 甲は、この協定の業務が適正かつ円滑に行われるよう連絡調整を行い、乙は、甲の調整のもとで丙との連絡体制をとるものとする。

2 乙又は丙は、連絡体制をとるための連絡調整を甲に求めることができる。

(報告)

第9条 丙は、住宅の建設について、協力できる建設能力等の状況を毎年1回、甲及び乙に報告するものとする。ただし、甲又は乙が必要と認めた場合は、丙に対して、随時報告を求めることができる。

(会員名簿等の提供)

第10条 丙は、本協定に係る丙の業務担当者名簿及び丙に加盟する会員の名簿を毎年1回、甲及び乙に提供するものとし、部員及び会員に異動があった場合は、甲及び乙に報告するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度、甲乙丙協議のうえ定めるものとする。

(適用)

第12条 この協定は、令和2年4月1日(以下「発効日」という。)から適用する。ただし、乙に係る規定については、乙を救助実施市とする指定が効力を発することとなる日から適用する。

2 乙が、救助実施市の指定を取り消された場合、乙に係る規定については、失効する。

3 甲と丙との間で締結した昭和63年4月1日付け「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書」は、この協定の発効日をもって、失効する。

この協定を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙押印のうえ各1通を保有する。

令和2年3月31日

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号
甲 埼玉県
埼玉県知事

埼玉県さいたま市浦和区常盤六丁目4番4号
乙 さいたま市
さいたま市長

東京都千代田区神田小川町二丁目3番13号 M&Cビル5階
丙 一般社団法人プレハブ建築協会
会長

2 一般社団法人全国木造建設事業協会

「災害時における応急仮設木造住宅の建設等に関する協定書」

令和2年3月31日

乙…さいたま市長、丙…一般社団法人全国木造建設事業協会 理事長

3 埼玉県住まいづくり協議会

「災害時における応急仮設木造住宅の建設に関する協定書」

令和2年3月31日

乙…さいたま市長、丙…埼玉県住まいづくり協議会 会長

4 一般社団法人日本ムービングハウス協会

「災害時における応急仮設木造住宅の建設に関する協定書」

令和5年6月9日

乙…さいたま市長、丙…一般社団法人日本ムービングハウス協会 代表理事

5 一般社団法人日本木造住宅産業協会

「災害時における応急仮設木造住宅の建設に関する協定書」

令和5年6月9日

乙…さいたま市長、丙…一般社団法人日本木造住宅産業協会 会長

(資料編Ⅱ-2-11-10) 災害復旧用材供給の特例措置

販売の相手方	特別措置		代金延納			減額 (時価 の五割 以内)	随意 契約
	用途	区分	期間	担保	利息	可否	可否
用材 立木 ・ 業材 個人	災害救助法に基づく災害救助用	応急復旧住宅等	1年以内	免除	免除	可	可
	都道府県の管理に属する公共施設の復旧用	公共施設 (公営住宅を含む)	1年以内	免除	徴収	否	可
	個人用施設の復旧用	住宅店舗等	1年以内	免除	徴収	否	可
	災害救助法が発動された災害で市町村の管理に属する公共施設の応急復旧用	事務所、学校、病院、診療所、託児所、道路、橋、堤防	1年以内	免除	免除	可	可
	市町村の管理に属する公共施設の復旧用	公共施設 (公営住宅を含む)	1年以内	免除	徴収	否	可
	個人用施設の復旧用	住宅店舗等	1年以内	免除	徴収	否	可
個人	災害復旧用	住宅店舗等	6月以内	提供	徴収	否	可

(注) 減額譲渡は、国有林野の所在する地方の市町村の区域内に著しい被害が発生し、災害救助法が発動された場合に可能であり、この場合の要請は、発災から20日以内に県又は市町村が、関東森林管理局に被災状況、供給を受けようとする素材の種類、品名、使用計画等を記載した申請書を提出して行う。(緊急を要する場合には、事後に申請書を提出することを条件として口頭で要請することができる。)

(資料編Ⅱ-2-11-11) 指定文化財集中場所

氷川女體神社	さいたま市緑区宮本2-17-1	県指定有形文化財
玉蔵院	さいたま市浦和区仲町2-13-22	県指定有形文化財
長徳寺	川口市大字芝6303	県指定有形文化財・県指定記念物
平林寺	新座市野火止3-1-1	国指定記念物・県指定有形文化財・県指定記念物
喜多院	川越市小仙波町1-20-1	重要文化財・県指定有形文化財・県指定記念物
常楽院	飯能市大字高山324	重要文化財・県指定有形文化財・県指定記念物
智観寺	飯能市大字中山520	県指定有形文化財・県指定記念物
如意輪観世音	入間郡越生町如意600	県指定有形文化財
龍穩寺	入間郡越生町龍ヶ谷452	県指定有形文化財・県指定記念物
聖天院	日高市新堀990の甲	重要文化財・県指定有形文化財
泉福寺	比企郡滑川町和泉1681	重要文化財・県指定有形文化財
慈光寺	比企郡ときがわ町西平386	重要文化財・県指定有形文化財・県指定記念物
十輪寺	秩父郡小鹿野町小鹿野1823	県指定有形文化財
浄蓮寺	秩父郡東秩父村御堂362	県指定有形文化財・県指定記念物
陽雲寺	児玉郡上里町金久保701	県指定有形文化財・県指定記念物
龍泉寺	熊谷市三ヶ尻3712	県指定有形文化財
常光院	熊谷市上中条1160	県指定有形文化財・県指定記念物
歓喜院	熊谷市妻沼1627	国宝・重要文化財・県指定有形文化財
甘棠院	久喜市本町7-2-18	重要文化財・県指定有形文化財・県指定記念物
勝願寺	鴻巣市本町8-2-31	県指定有形文化財・県指定記念物
神明神社	久喜市菖蒲町上栢間3366ほか	県指定記念物
秩父神社	秩父市番場町1-1	県指定有形文化財・県指定記念物
法台寺	新座市道場1-10-13	県指定有形文化財
三峯神社	秩父市三峰298	県指定有形文化財・県指定記念物
妙行寺	さいたま市中央区鈴谷4-15-2	国指定記念物・県指定有形文化財・県指定記念物
三芳野神社	川越市郭町2-25-11	県指定有形文化財
法養寺薬師堂	秩父郡小鹿野町両神薄2301-1	県指定有形文化財
金鑽神社	本庄市千代田3-2-3	県指定有形文化財・県指定記念物

(資料編Ⅱ-2-11-12) 指定文化財建造物

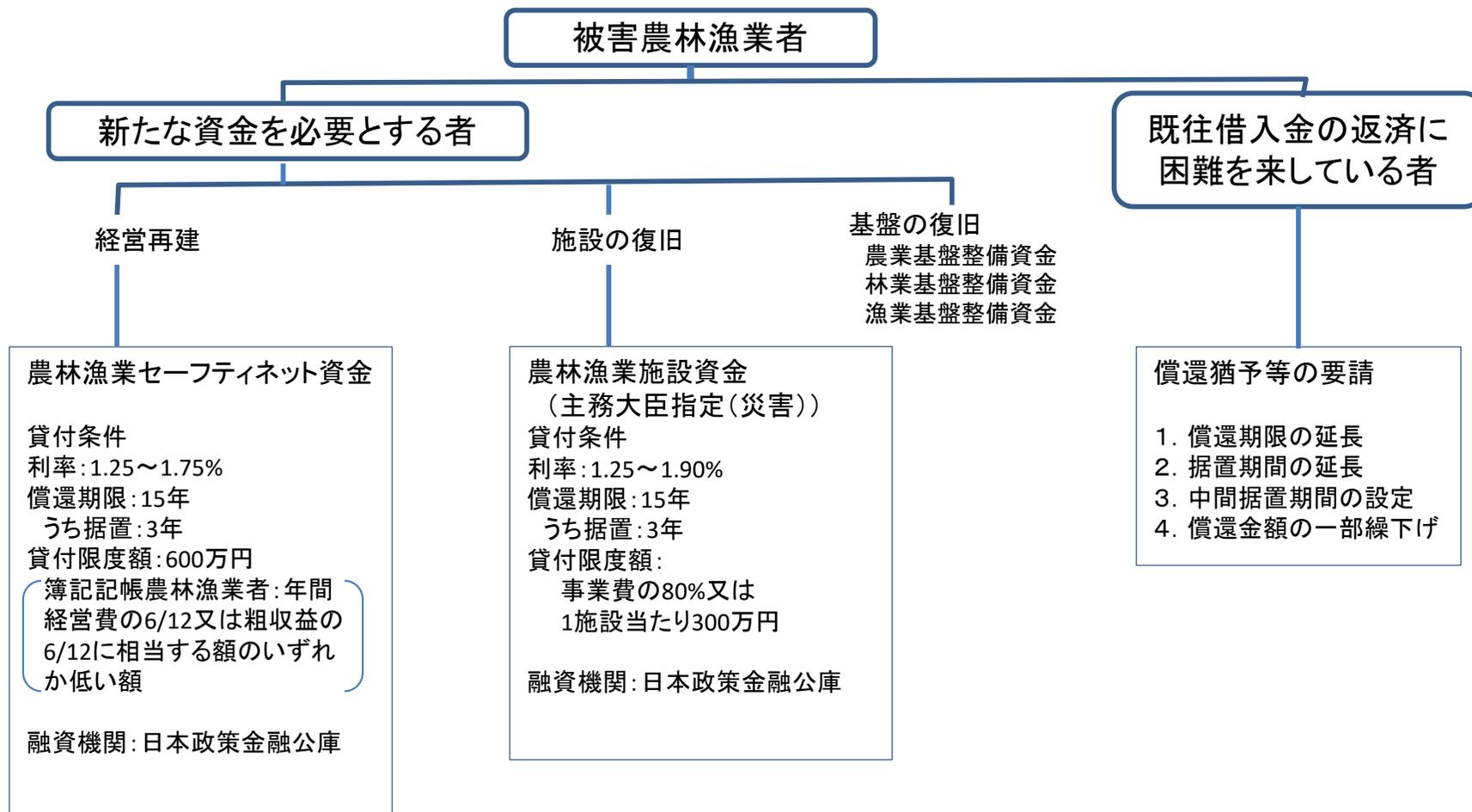
No	種別	名称	所在地
1	国指定文化財	金鑽神社多宝塔	児玉郡神川町大字二ノ宮736-3
2	国指定文化財	旧台徳院霊廟勅額門、丁子門及び御成門	所沢市上山口2213ほか 狭山山不動寺内
3	国指定文化財	出雲伊波比神社本殿	入間郡毛呂山町岩井西5-17-1
4	国指定文化財	広徳寺大御堂	比企郡川島町大字表76
5	国指定文化財	喜多院客殿・書院・庫裏・慈眼堂・鐘楼門・山門 附 客殿渡廊下、庫裏玄関・玄関広間・渡廊下・接続室	川越市小仙波町1-20-1
6	国指定文化財	東照宮本殿・唐門・瑞垣・拝殿及び幣殿・鳥居・隨身門 附 本殿宮殿	川越市小仙波町1-21-1
7	国指定文化財	日枝神社本殿 附 宮殿	川越市小仙波町1-4-1
8	国指定文化財	福德寺阿弥陀堂	飯能市大字虎秀71
9	国指定文化財	高倉寺観音堂	入間市高倉3-3-4
10	国指定文化財	慈光寺開山塔	比企郡ときがわ町西平386
11	国指定文化財	光福寺宝篋印塔	東松山市岡498
12	国指定文化財	大沢家住宅	川越市元町1-15-2

13	国指定文化財	内田家住宅	秩父市蒔田891
14	国指定文化財	高麗家住宅	日高市大字新堀850
15	国指定文化財	旧新井家住宅 附 便所	秩父郡長瀨町長瀨1164
16	国指定文化財	平山家住宅	熊谷市樋春1067
17	国指定文化財	小野家住宅	所沢市林2-426-1
18	国指定文化財	黄林閣	所沢市大字坂ノ下437 柳瀬荘構内
19	国指定文化財	歓喜院聖天堂・貴惣門	熊谷市妻沼1511
20	国指定文化財	吉田家住宅	比企郡小川町大字勝呂424
21	国指定文化財	日本煉瓦製造株式会社旧煉瓦製造施設	深谷市上敷免字中島28-2ほか
22	国指定文化財	旧高橋家住宅	朝霞市根岸台2-681ほか
23	国指定文化財	誠之堂	深谷市起会110-3
24	国指定文化財	和井田家住宅	八潮市大字八條1377ほか
25	国指定文化財	旧遠山家住宅 附 雪隠・腰掛待合	比企郡川島町大字白井沼字鳥足675-1
26	国指定文化財	旧田中家住宅	川口市末広1-796
27	国指定文化財	旧山崎家別邸 附 茶室・供待	川越市元町1-3-1
28	国指定文化財	箭弓稲荷神社本殿・幣殿・拝殿	東松山市箭弓町2-5-14
29	国指定文化財	秩父祭屋台	秩父市本町、宮地、中町、上町、中近、下郷
30	国指定文化財	塙保己一旧宅	本庄市児玉町保木野325
31	国指定文化財	栃本関跡	秩父市大滝栃本1623ほか
32	国指定文化財	見沼通船堀	さいたま市緑区大間木152-3、川口市内野594-6 ほか
33	県指定文化財	安楽寺三重塔	比企郡吉見町御所374
34	県指定文化財	秩父神社社殿	秩父市番場町1-1
35	県指定文化財	花蔵院の四脚門	春日部市西金野井339-5
36	県指定文化財	三芳野神社社殿及び末社蛭子社・大黒社	川越市郭町2-25-11
37	県指定文化財	喜多院番所	川越市小仙波町1-20-1
38	県指定文化財	鶴ヶ丸八幡神社本殿	川口市大字芝6843
39	県指定文化財	香取神社本殿	春日部市西金野井1053
40	県指定文化財	氷川神社本殿	川越市宮下町2-11-3
41	県指定文化財	八坂神社社殿	川越市宮下町2-11-3
42	県指定文化財	秩父札所一番観音堂	秩父市栃谷418
43	県指定文化財	長光寺惣門	飯能市大字下直竹1056
44	県指定文化財	龍泉寺の観音堂	熊谷市善ヶ島187
45	県指定文化財	三峯神社本殿・拝殿・隨身門・国常立神社・ 日本武神社・手水舎・秩父宮台臨記念館	秩父市三峰298
46	県指定文化財	五社神社本殿	南埼玉郡宮代町東90
47	県指定文化財	多宝塔	所沢市上山口2213 狭山山不動寺内
48	県指定文化財	雷電神社本殿	熊谷市上之16
49	県指定文化財	上之村神社本殿	熊谷市上之16
50	県指定文化財	川越城本丸御殿及び家老詰所	川越市郭町2-13-1
51	県指定文化財	八幡神社本殿	所沢市久米2428
52	県指定文化財	喜多院慈恵堂	川越市小仙波町1-20-1
53	県指定文化財	喜多院多宝塔	川越市小仙波町1-20-1
54	県指定文化財	競進社模範蚕室	本庄市児玉町児玉2514-27
55	県指定文化財	内谷氷川神社本殿	さいたま市南区内谷2-2-17
56	県指定文化財	旧本庄警察署	本庄市中央1-2-3
57	県指定文化財	西福寺三重塔	川口市大字西立野420

58	県指定文化財	平林寺惣門・三門・仏殿・中門	新座市野火止3-1-1
59	県指定文化財	法養寺薬師堂	秩父郡小鹿野町両神薄2301
60	県指定文化財	成就院三重塔	行田市長野7618
61	県指定文化財	安楽寺本堂	比企郡吉見町御所374
62	県指定文化財	桶川宿本陣遺構	桶川市寿2-2-4
63	県指定文化財	龍穩寺経蔵	入間郡越生町龍ヶ谷452
64	県指定文化財	大牧氷川女体神社本殿	さいたま市緑区東浦和6-23-1
65	県指定文化財	八幡神社社殿及び銅製鳥居	本庄市児玉町児玉198
66	県指定文化財	下新堀久伊豆神社本殿	久喜市菖蒲町新堀600
67	県指定文化財	常楽院不動堂	飯能市大字高山324
68	県指定文化財	高麗神社本殿	日高市新堀833
69	県指定文化財	長光寺本堂	飯能市大字下直竹1056
70	県指定文化財	白鬚神社本殿	飯能市大字唐竹8
71	県指定文化財	日本赤十字社埼玉支部旧社屋	比企郡嵐山町大字鎌形字東上原2231-1ほか 嵐山町立嵐山幼稚園内
72	県指定文化財	古尾谷八幡神社社殿	川越市古谷本郷1408-1
73	県指定文化財	古尾谷八幡神社旧本殿	川越市古谷本郷1408-1
74	県指定文化財	本太氷川神社旧本殿	さいたま市浦和区本太4-27
75	県指定文化財	安楽寺仁王門	比企郡吉見町御所374
76	県指定文化財	諸井家住宅	本庄市中央1-8-1
77	県指定文化財	旧秩父橋 付 初代秩父橋橋脚・親柱	秩父市阿保町3795-1地先ほか
78	県指定文化財	名栗川橋	飯能市下名栗278-1地先ほか
79	県指定文化財	甚左衛門堰	草加市神明2-145-1ほか
80	県指定文化財	清風亭	深谷市起会字唐言110-1
81	県指定文化財	氷川女體神社社殿	さいたま市緑区宮本2-17-1
82	県指定文化財	八宮神社社殿及び青麻三光宮本殿	比企郡小川町小川991-1
83	県指定文化財	横瀬神社本殿及び拝殿 付 幣殿・本殿覆屋	深谷市横瀬1358
84	県指定文化財	五ヶ門樋 付 中庄内樋管・排水機場跡	春日部市水角1899地先
85	県指定文化財	諏訪神社本殿	熊谷市上新田227
86	県指定文化財	金鑽神社社殿	本庄市千代田3-2-3
87	県指定文化財	めがね橋（旧倉松落大口逆除）	春日部市8-710
88	県指定文化財	中山神社旧本殿	さいたま市見沼区大字中川143
89	県指定文化財	川越氷川祭山車	川越市元町ほか9町（10台）
90	県指定文化財	細川紙紙すき家屋	秩父郡東秩父村御堂436
91	県指定文化財	小鹿野祭屋台	秩父郡小鹿野町春日町ほか4町（4基）
92	県指定文化財	萩平歌舞伎舞台	秩父市大字寺尾1012
93	県指定文化財	萩平精進堂	秩父市大字寺尾1012
94	県指定文化財	大島有隣遺跡	北葛飾郡杉戸町大島117ほか
95	県指定文化財	旧北根代官所	深谷市北根260
96	県指定文化財	岩槻藩遷喬館	さいたま市岩槻区本町4-8-9
97	県指定文化財	大達原高札場	秩父市大滝532-1地先
98	県指定文化財	甲源一刀流逸見氏練武道場	秩父郡小鹿野町両神薄2301
99	県指定文化財	大門宿本陣表門	さいたま市緑区大字大門2864-11
100	県指定文化財	大田の高札場	秩父市太田字三道沢1343
101	県指定文化財	門平高札場跡	秩父郡皆野町大字日野沢字東門平1744-1先

被害農林漁業者に対する金融措置

(令和7年4月18日現在)



(注)災害によっては、利率、償還期限、据置期間、貸付限度額などに特例あり